

登録ランドスケープアーキテクトフェロー（RLAフェロー）選考規則

（目 的）

第1条 本規則は、一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会（以下、協会という。）の定める登録ランドスケープアーキテクト資格制度実施規程（以下、実施規程という。）第23条に基づく登録ランドスケープアーキテクトフェロー（Registered Landscape Architect Fellow、以下、RLAフェローという。）の選考に関して必要な事項は、この規則の定めるところによる。

（選考基準）

第2条 RLAフェローは、10年以上登録ランドスケープアーキテクト（Registered Landscape Architect、以下、RLAという。）の資格を有し、かつランドスケープ分野あるいは関連分野の技術者・教育研究者・行政関係者等として、責任ある立場で20年以上業務を遂行してきた者の中から選出する。

2 ただし、RLAでなくとも、責任ある立場での20年以上の業務遂行、並びに以下に示す著しい貢献のいずれかが認められる者も選出の対象とする。

- (1) 国内外においてランドスケープ技術に関する顕著な活動・貢献をなした者
- (2) ランドスケープに関する学識の発展に寄与した者
- (3) 行政等の中で、ランドスケープの発展に寄与した者
- (4) 造園関係団体において重要な立場に立ち、貢献した者
- (5) その他、地域社会への貢献など総合管理委員会が特別に認めた貢献をした者

（候補者の推薦方法）

第3条 RLAフェロー候補者の推薦は、RLA2名以上、またはRLA及びRLAフェロー2名以上の推薦者が、事前に当事者の了解を得た上で、協会に備える推薦書に所要の事項を記載し、会長に提出することにより行う。

2 原則として自薦は認めない。

（候補者の審査方法）

第4条 RLAフェロー候補者の審査は、会長の諮問を受けて、RLA資格制度総合管理委員会（以下、委員会という。）が行う。

2 審査については、以下の項目によるものとする。

- (1) 審査のための委員会は、必要に応じて毎年1回以上、委員長が招集する
- (2) 審査は、提出された推薦書類に基づき、選考基準に照らして審査する
- (3) 委員会における審査の決定は、出席委員の3分の2以上の賛成を要する
- (4) 審査の経過及び内容については公表しない
- (5) 委員長は、審査に合格した者を会長に答申するとともに、審査に合格した者に認定書を発行する

（附 則）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

この規則の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。